

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

旧	新
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>7.当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>(1)株式会社三井住友銀行：銀行業 (2)ゴールドマン・サックス証券株式会社：金融商品取引業</p> <p>なお、本取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及びカバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>7.当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>外貨ex byGMO株式会社：金融商品取引業</p> <p>なお、本取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及びカバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。</p>

旧	新
<p data-bbox="137 215 695 282">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて FX口座開設について</p> <p data-bbox="137 322 1251 491">店頭外国為替証拠金取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引には「一般タイプ」「初級タイプ」があり、取引開始にあたっては、お客さまが選択したタイプ専用のFX口座を開設する必要があります。なお、各タイプのFX口座を開設していただく場合には、原則として次の要件を満たすことが必要となります。</p> <ol data-bbox="155 529 1251 1119" style="list-style-type: none"> (1) 当社に普通預金口座を開設していること (2) 本取引の仕組み、リスクについて十分理解し、お客さまの判断と責任においてお客さまの資金によりお客さまのために取引いただくこと (3) 本取引に関する約款・取引ルール並びに当社の関連する他の約款の内容を承諾いただけること (4) 当社から電話および電子メールで常時連絡が取れること (5) インターネットをご利用いただけること (6) お客さまご自身の電子メールアドレスをお持ちであること (7) 本取引にかかる報告書面の電子交付に同意いただけること (8) 日本国内に居住する20歳以上の80歳未満で行為能力を有する個人、または日本国内で登記されている法人であること（日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く） (9) お客さまの証拠金の入出金口座は当社普通預金口座であり、円貨のみの取り扱いであることに同意いただけること (10) お客さまの知識や経験、財産および投資の目的において当社が別途定める基準を満たしていること (11) 前各号ほか当社が定める要件に同意いただけること 	<p data-bbox="1284 215 1842 282">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて FX口座開設について</p> <p data-bbox="1284 322 2397 491">店頭外国為替証拠金取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引には「一般タイプ」「初級タイプ」があり、取引開始にあたっては、お客さまが選択したタイプ専用のFX口座を開設する必要があります。なお、各タイプのFX口座を開設していただく場合には、原則として次の要件を満たすことが必要となります。</p> <ol data-bbox="1302 529 2397 1153" style="list-style-type: none"> (1) 当社に普通預金口座を開設していること (2) 本取引の仕組み、リスクについて十分理解し、お客さまの判断と責任においてお客さまの資金によりお客さまのために取引いただくこと (3) 本取引に関する約款・取引ルール並びに当社の関連する他の約款の内容を承諾いただけること (4) 当社から電話および電子メールで常時連絡が取れること (5) インターネットをご利用いただけること (6) お客さまご自身の電子メールアドレスをお持ちであること (7) 本取引にかかる報告書面の電子交付に同意いただけること (8) 日本国内に居住する20歳以上の80歳未満で行為能力を有する個人、または日本国内で登記されている法人であること（日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く） (9) お客さまの証拠金の入出金口座は当社普通預金口座であり、円貨のみの取り扱いであることに同意いただけること (10) お客さまの知識や経験、財産および投資の目的において当社が別途定める基準を満たしていること (11) 法人のお客さまにおいては取引管理体制の整備ができていること (12) 前各号ほか当社が定める要件に同意いただけること

旧	新
<p>FXの取引方法 1.取引通貨</p> <p>取り扱う通貨ペアはUSD/JPY（米ドル/日本円）、EUR/JPY（ユーロ/日本円）、AUD/JPY（豪ドル/日本円）、GBP/JPY（英ポンド/日本円）、NZD/JPY（ニュージーランドドル/日本円）、CAD/JPY（カナダドル/日本円）、CHF/JPY（スイスフラン/日本円）、HKD/JPY（香港ドル/日本円）、ZAR/JPY（南アフリカランド/日本円）、EUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）、AUD/USD（豪ドル/米ドル）、NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）の組み合わせとなります。それぞれの外貨の売建て、買建てができます。</p>	<p>FXの取引方法 1.取引通貨</p> <p>取り扱う通貨ペアは、次の組み合わせとなります。それぞれの外貨の売建て、買建てができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> USD/JPY（米ドル/日本円） GBP/JPY（英ポンド/日本円） EUR/JPY（ユーロ/日本円） AUD/JPY（豪ドル/日本円） NZD/JPY（ニュージーランドドル/日本円） MXN/JPY（メキシコペソ/日本円） ZAR/JPY（南アフリカランド/日本円） CHF/JPY（スイスフラン/日本円） CAD/JPY（カナダドル/日本円） TRY/JPY（トルコリラ/日本円） CNH/JPY（人民元/日本円） HKD/JPY（香港ドル/日本円） GBP/USD（英ポンド/米ドル） EUR/USD（ユーロ/米ドル） AUD/USD（豪ドル/米ドル） NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル） EUR/GBP（ユーロ/英ポンド） GBP/AUD（英ポンド/豪ドル） EUR/AUD（ユーロ/豪ドル） USD/CHF（米ドル/スイスフラン） GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン） EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン） AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン） CAD/CHF（カナダドル/スイスフラン）

旧	新
<p>FXの取引方法 2.取引単位と上限取引単位</p> <p>(1)各通貨の最低取引単位数は次のようになります。 USD（米ドル）の最低取引単位数：1,000米ドル EUR（ユーロ）の最低取引単位数：1,000ユーロ AUD（豪ドル）の最低取引単位数：1,000豪ドル GBP（英ポンド）の最低取引単位数：1,000英ポンド NZD（ニュージーランドドル）の最低取引単位数：1,000ニュージーランドドル CAD（カナダドル）の最低取引単位数：1,000カナダドル CHF（スイスフラン）の最低取引単位数：1,000スイスフラン HKD（香港ドル）の最低取引単位数：1,000香港ドル ZAR（南アフリカランド）の最低取引単位数：1,000南アフリカランド</p>	<p>FXの取引方法 2.取引単位と上限取引単位</p> <p>(1)各通貨の最低取引単位数は次のようになります。 USD（米ドル）の最低取引単位数：1,000米ドル GBP（英ポンド）の最低取引単位数：1,000英ポンド EUR（ユーロ）の最低取引単位数：1,000ユーロ AUD（豪ドル）の最低取引単位数：1,000豪ドル NZD（ニュージーランドドル）の最低取引単位数：1,000ニュージーランドドル MXN（メキシコペソ）の最低取引単位数：10,000メキシコペソ ZAR（南アフリカランド）の最低取引単位数：1,000南アフリカランド CHF（スイスフラン）の最低取引単位数：1,000スイスフラン CAD（カナダドル）の最低取引単位数：1,000カナダドル TRY（トルコリラ）の最低取引単位数：10,000トルコリラ CNH（人民元）の最低取引単位数：10,000人民元 HKD（香港ドル）の最低取引単位数：1,000香港ドル</p>

旧	新
<p>FXの取引方法 2.取引単位と上限取引単位</p> <p>(2) 1回の取引の上限は、一般タイプ200万通貨まで、初級タイプ50万通貨までとします。 なお、全建玉の上限は注文中のものも含めて一般タイプは500万通貨まで、初級タイプは50万通貨までとなります。</p> <p>(3) 国内外の政策金利もしくは経済指標等、またはその他為替相場への影響が大きいと予想される事項の発表タイミングの前後において、事前にお客さまへ告知の上、当社の判断により1回の取引の上限を一時的に引き下げることがあります。</p>	<p>FXの取引方法 2.取引単位と上限取引単位</p> <p>(2) 1回の取引の上限は、一般タイプ200万通貨まで、初級タイプ50万通貨までとします。 なお、全建玉の上限は注文中のものも含めて一般タイプは500万通貨まで、初級タイプは50万通貨までとなります。 ※CNH/JPY（人民元/日本円）、HKD/JPY（香港ドル/日本円）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）、GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン）、EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン）、AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン）、CAD/CHF（カナダドル/スイスフラン）においては、1回の取引の上限は、一般タイプ100万通貨までとします。</p> <p>(3) 決済注文においても、同一通貨ペアにおける売建玉と買建玉の差が200万通貨以下の場合のみ、受け付けします。一括全決済注文においては、該当する通貨ペアを含む複数建玉を保有している場合、当該通貨ペアを除き、その他の通貨ペアが約定されます。 ※CNH/JPY（人民元/日本円）、HKD/JPY（香港ドル/日本円）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）、GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン）、EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン）、AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン）、CAD/CHF（カナダドル/スイスフラン）においては、売建玉と買建玉の差が100万通貨以下の場合のみ、受け付けとなります。</p> <p>(4) 国内外の政策金利もしくは経済指標等、またはその他為替相場への影響が大きいと予想される事項の発表タイミングの前後において、事前にお客さまへ告知の上、当社の判断により1回の取引の上限を一時的に引き下げることがあります。</p>

旧	新															
<p>FXの取引方法 3.呼び値の単位（ティック）</p> <p>1通貨単位あたり0.001円です。 ※ EUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、AUD/USD（豪ドル/米ドル）、NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）の場合は、1通貨単位あたり0.00001米ドル、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）の場合は、1通貨単位あたり0.00001スイスフラン</p>	<p>FXの取引方法 3.呼び値の単位（ティック）</p> <p>呼び値（変動通貨の最小変動幅）の単位は、1通貨単位あたり以下になります。</p> <table border="0"> <tr> <td>円の場合</td> <td>：</td> <td>0.001円（0.1銭）</td> </tr> <tr> <td>米ドルの場合</td> <td>：</td> <td>0.00001米ドル</td> </tr> <tr> <td>英ポンドの場合</td> <td>：</td> <td>0.00001英ポンド</td> </tr> <tr> <td>豪ドルの場合</td> <td>：</td> <td>0.00001豪ドル</td> </tr> <tr> <td>スイスフランの場合</td> <td>：</td> <td>0.00001スイスフラン</td> </tr> </table>	円の場合	：	0.001円（0.1銭）	米ドルの場合	：	0.00001米ドル	英ポンドの場合	：	0.00001英ポンド	豪ドルの場合	：	0.00001豪ドル	スイスフランの場合	：	0.00001スイスフラン
円の場合	：	0.001円（0.1銭）														
米ドルの場合	：	0.00001米ドル														
英ポンドの場合	：	0.00001英ポンド														
豪ドルの場合	：	0.00001豪ドル														
スイスフランの場合	：	0.00001スイスフラン														
<p>FXの取引方法 5.取引チャネル</p> <p>一般タイプ：パソコン（WEB版、アプリ版）、スマートフォン、タブレット 初級タイプ：パソコン（WEB版）、スマートフォン、タブレット ※自動音声・コールセンターのオペレーター経由による注文・レート照会は受け付け いたしません。 当社システム障害時も同様となっております。 詳しいご利用環境は当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>FXの取引方法 5.取引チャネル</p> <p>一般タイプ：パソコン（WEB版）、スマートフォン（WEB版） 初級タイプ：パソコン（WEB版）、スマートフォン（WEB版） ※自動音声・コールセンターのオペレーター経由による注文・レート照会は受け付け いたしません。 当社システム障害時も同様となっております。 詳しいご利用環境は当社ホームページをご確認ください。</p>															

旧	新
<p>FXの取引方法 6.取引時間</p> <p>取引時間 (米国 冬時間)月曜日 午前7時10分～土曜日 午前7時10分 (米国 夏時間)月曜日 午前7時10分～土曜日 午前6時10分</p> <p>メンテナンス時間 (米国 冬時間)火曜日～土曜日 午前6時55分～午前7時10分 (米国 夏時間)火曜日～土曜日 午前5時55分～午前6時10分 日曜日 午前0時～午前6時</p>	<p>FXの取引方法 6.取引時間</p> <p>取引時間 (米国 冬時間)月曜日 午前7時～土曜日 午前6時50分 (米国 夏時間)月曜日 午前7時～土曜日 午前5時50分</p> <p>メンテナンス時間 (米国 冬時間)火曜日～金曜日 午前6時55分～午前7時、土曜日 午前6時50分～午前6時55分 (米国 夏時間)火曜日～金曜日 午前5時55分～午前6時、土曜日 午前5時50分～午前5時55分 日曜日 午前0時～午前6時</p>
<p>FXの取引方法 10.スワップポイント</p> <p>スワップポイントとは通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことにより発生します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは通常お客さまが受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。当社ではスワップポイントは別途、当社が定めた日に反映されます。実際の受け渡しは、通貨の転売または買い戻しによる決済時に行います。</p>	<p>FXの取引方法 10.スワップポイント</p> <p>スワップポイントとは通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことにより発生します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは通常お客さまが受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。当社ではスワップポイントは別途、当社が定めた日に反映されます。実際の受け渡しは、通貨の転売または買い戻しによる決済時に行います。 また、全通貨ペアにおいて、スワップポイントは円貨で表示されます。</p>
<p>FXの取引方法 20.決済に伴う金銭の授受</p> <p>取引数量×約定価格差(円) (注1) + 累積スワップポイント - 取引手数料(0円)</p>	<p>FXの取引方法 20.決済に伴う金銭の授受</p> <p>取引数量×約定価格差(円) (注1) + 累積スワップポイント(円) - 取引手数料(0円)</p>

旧	新
<p>FXの取引方法 24.約定金額</p> <p>約定金額とは、お客様の建玉が新規約定した時点の円換算金額をいいます。EUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）、AUD/USD（豪ドル/米ドル）、NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）の場合、約定金額の算出にはUSD/JPY（米ドル/日本円）、CHF/JPY（スイスフラン/日本円）のMidレートより円換算いたします。なお、JNB-FXより移行されたEUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）の建玉の場合、建玉約定日のUSD/JPY（米ドル/日本円）、CHF/JPY（スイスフラン/日本円）の終値(Bid)より円換算いたします。</p>	<p>FXの取引方法 24.約定金額</p> <p>約定金額とは、お客様の建玉が新規約定した時点の円換算金額をいいます。GBP/USD（英ポンド/米ドル）、EUR/USD（ユーロ/米ドル）、AUD/USD（豪ドル/米ドル）、NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）、EUR/GBP（ユーロ/英ポンド）、GBP/AUD（英ポンド/豪ドル）、EUR/AUD（ユーロ/豪ドル）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）、GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン）、EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン）、AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン）、CAD/CHF（カナダドル/スイスフラン）の場合、約定金額の算出にはUSD/JPY（米ドル/日本円）、GBP/JPY（英ポンド/日本円）、AUD/JPY（豪ドル/日本円）、CHF/JPY（スイスフラン/日本円）のMidレートより円換算いたします。なお、JNB-FX（2006年3月14日から2010年7月17日提供サービス）より移行されたEUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、USD/CHF（米ドル/スイスフラン）の建玉の場合、建玉約定日のUSD/JPY（米ドル/日本円）、CHF/JPY（スイスフラン/日本円）の終値(Bid)より円換算いたします。</p>

旧	新
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 2.注文の指示事項 (2) 注文の種類</p> <p>ストリーミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の提示するBid価格、Ask価格をもって約定させる注文方法です。 ・ 注文は、当社のシステムで受け付けた順に処理されますが、通信および処理時間等により、お客さまが発注時にクリックした価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。 ・ お客さまが発注時にクリックした価格（以下、「注文価格」といいます）を基準としてスリッページ幅を設定できます。（設定幅は0から999ポイント（99.9銭）） ・ スリッページの発生により、約定処理時の実勢価格が注文価格よりもお客さまから見て不利な方向に変動した場合、あらかじめ、お客さまが設定されたスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢価格で約定し（お客さまにとって注文価格よりも不利な価格での約定）、設定されたスリッページ幅の範囲外であれば注文は失効します。同じく、スリッページの発生により、約定処理時の実勢価格が注文価格よりもお客さまから見て有利な方向に変動した場合、設定したスリッページ幅とは関係なく、変動後の実勢価格で約定します。（お客さまにとって注文価格よりも有利な価格での約定） ・ 相場の変動が激しいと注文が入りにくいことがあります。 	<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 2.注文の指示事項 (2) 注文の種類</p> <p>ストリーミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の提示するBid価格、Ask価格をもって約定させる注文方法です。 ・ 注文は、当社のシステムで受け付けた順に処理されますが、通信および処理時間等により、お客さまが発注時にクリックした価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。 ・ お客さまが発注時にクリックした価格（以下、「注文価格」といいます）を基準としてスリッページ幅を設定できます。（設定幅は0から999.9pips） ・ スリッページの発生により、約定処理時の実勢価格が注文価格よりもお客さまから見て不利な方向に変動した場合、あらかじめ、お客さまが設定されたスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢価格で約定し（お客さまにとって注文価格よりも不利な価格での約定）、設定されたスリッページ幅の範囲外であれば注文は失効します。同じく、スリッページの発生により、約定処理時の実勢価格が注文価格よりもお客さまから見て有利な方向に変動した場合、設定したスリッページ幅とは関係なく、変動後の実勢価格で約定します。（お客さまにとって注文価格よりも有利な価格での約定） ・ 相場の変動が激しいと注文が入りにくいことがあります。

旧	新
<p data-bbox="137 215 695 244">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p data-bbox="137 251 372 279">2.注文の指示事項</p> <p data-bbox="150 287 377 315">(2) 注文の種類</p> <p data-bbox="137 355 591 384">成行注文（スマートフォン非対応）</p> <ul data-bbox="150 391 1251 629" style="list-style-type: none"> ・お客さまが売買を行いたい価格を指定せずにそのときの為替相場に準拠した取引価格で約定させる注文方法です。（提示されている価格前後で約定となるため、お客さまにとって提示価格と同値、もしくは通信および処理時間などにより提示価格よりも有利、不利な価格での約定となります） ・注文は、当社のシステムで受け付けた順に処理をします。 ・価格を指定せず、提示されている価格前後で約定するので、相場の変動が激しく注文が入りにくい時でも、注文が成立しやすくなります。 	<p data-bbox="1289 215 1847 244">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p data-bbox="1289 251 1523 279">2.注文の指示事項</p> <p data-bbox="1302 287 1528 315">(2) 注文の種類</p> <p data-bbox="1289 355 1411 384">成行注文</p> <ul data-bbox="1302 391 2402 629" style="list-style-type: none"> ・お客さまが売買を行いたい価格を指定せずにそのときの為替相場に準拠した取引価格で約定させる注文方法です。（提示されている価格前後で約定となるため、お客さまにとって提示価格と同値、もしくは通信および処理時間などにより提示価格よりも有利、不利な価格での約定となります） ・注文は、当社のシステムで受け付けた順に処理をします。 ・価格を指定せず、提示されている価格前後で約定するので、相場の変動が激しく注文が入りにくい時でも、注文が成立しやすくなります。

旧	新
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 2.注文の指示事項 (2) 注文の種類</p> <p>連続IFDOCO注文（スマートフォン非対応） IFDOCO注文を最大9次階層まで発注できる注文方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次階層注文の新規注文は指値もしくは逆指値注文の選択が可能です。2次階層注文以降の新規注文は全て逆指値注文となります。 ・当該注文方法は、指値・逆指値注文の組み合わせとなりますので、それぞれの約定ルールは、上記に記載の指値注文、逆指値注文と同様です。 ・当該注文方法では、新規注文の価格指定と決済注文の二つの注文を同時に発注することで構成される「1階層の注文」を最大9つまで発注できます。ある階層の決済注文のうち、利益確定注文が約定した場合は、原則として、次の階層の新規注文と決済注文が有効となります。ある階層の決済注文のうち、損切注文が約定した場合は、次の階層以降の注文は失効します。ただし、ある階層の決済注文のうち、利益確定注文が約定した場合であっても、次の階層の注文において指定された価格が当該利益確定注文が約定した時点の提示レートに対して逆指値の関係に立たないときは、次の階層以降の注文は失効します。 ・本注文方法における注文と証拠金の取り扱いは、以下の通りとなります。 例) 1次階層注文から3次階層注文まで発注した場合 1～3次階層注文までを発注した際、まず1次階層注文が有効となり、1次階層注文に対し証拠金が必要となります。1次階層注文の新規注文と利益確定の決済注文が約定した時点で、2次階層注文が有効となり、2次階層注文に対し証拠金が必要となります。3次階層注文についても同様の仕組みとなります。 	<p>削除</p>